

平成25年度分の申請はお済みですか いきいき70高齢者専用バス乗車券

▽内容 年度内（平成25年4月～平成26年3月）に1回、5,000円相当のバス乗車券などを1,000円（④は2,000円）の負担で交付（右の表から1つ選択。ただし、⑤～⑨は地域内交通の利用登録が必要）。

▽対象 昭和19年4月1日以前に生まれた70歳以上の人。

▽持ち物 申請者本人を確認できるもの（健康保険証など）と負担金。

▽申請 直接、高齢福祉課、保健と福祉の相談、各[市]・[区]・[出]へ。ただし、②～⑨の乗車券は、管轄の[市]・[区]以外の申請の場合、助成券を自宅に郵送。

また、郵送での申請の場合は、助成券を自宅に郵送。

詳しくは、電話で、高齢福祉課☎(632)2360へ。

バス乗車券などの種類		受付窓口
①	関東自動車・東野交通・JR バス関東の3社共通 高齢者専用バスカード (5,000円)	高齢福祉課（市役所2階）、保健と福祉の相談（市役所1階）、各[市]・[区]・[出]
②	上河内地域路線バス（旧ユッピー号）回数乗車券 (100円券50枚)	上河内[市]
③	地域内交通「清原さきがけ号」 回数乗車券(150円券34枚)	清原[区]
④	定期乗車券(3ヵ月)	
⑤	地域内交通「板戸のぞみ号」回数乗車券 (300円券17枚)	城山[区]
⑥	地域内交通「古賀志孝子号」回数乗車券 (300円券17枚)	
⑦	地域内交通「みずほの愛のり号」回数乗車券 (300円券17枚)	瑞穂野[区]
⑧	地域内交通「くにもとふれあい号」回数乗車券 (300円券17枚)	国本[区]
⑨	地域内交通「篠井はるな号」回数乗車券 (300円券17枚)	篠井[区]

質問と答え

バス乗車券申請についてのQ&A

質問 交付申請は、年に何回できますか。

答え 申請は、1年度（4月～翌年3月）に1回です。

質問 平成25年度分はどこで、いつまでできますか。

答え 平成25年度分は以下の通りです。

申請場所	期限
高齢福祉課、保健と福祉の相談、各[市]・[区]・[出]	平成26年3月31日（月）まで

質問 平成26年度分の申請はいつから始まりますか。

答え 平成26年4月1日以降です。

これから迎える超高齢社会に対応していくためには、公共交通の充実を図ることが大変重要です。

本市では、郊外部の路線バスや鉄道での移動が困難な地域で、自家用車を運転できない人の移動手段を確保するため、地域の皆さんが運営主体となった乗り合いの公共交通である「地域内交通」の導入を支援しています。

「地域内交通」は、スーパーや病院・銀行など生活に必要な施設を回る他、路線バスや鉄道に乗り継ぐための移動手段となるもので、予約に応じて自宅と各施設をドア・ツー・ドアで結ぶ「デマンド方式」を中心に運行しています。タクシー車両などを活用し、運賃は1回（片道）当たり原則として300円です。現在、清原・城山・瑞穂野など9地区10カ所で運行しています。詳しくは、交通政策課☎(632)2132へ。

地域の人の足となる
「地域内交通」とは



◎2月16日（第3日曜日）は「家庭の日」 未来を担う宮っ子が、心身ともに健やかに成長できるよう、「ふれあいのある家庭づくり」に取り組む日です。寒い日が続く季節ではありますが、この季節にしかできない遊びがたくさんあります。雪の日には、家族で楽しく雪合戦や雪だるま作り、晴れの日には、家族でスキーやスノーボードに出掛けてみてはいかがでしょうか。家族で元気いっぱい遊んで、体も心もポカポカになってみませんか。問子ども未来課☎(632)2944